

【令和4年度】

島根県介護施設等集団指導

～主なサービス別留意事項～

島根県健康福祉部高齢者福祉課

<目次>

1. 令和3年度介護報酬改定で経過措置が設けられている事項	P.3 ~ P.5
2. 主なサービス別留意事項	
(1) 施設系サービス共通	P.6 ~ P.8
①介護老人福祉施設	P.9 ~ P.10
②介護老人保健施設	P.11 ~ P.12
③介護医療院	P.13 ~ P.14

1. 令和3年度介護報酬改定で経過措置が設けられている事項

＜原則、全サービス共通＞

(感染症対策の強化)

※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

- ◆介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。
 - ・施設サービスについて、従前の基準において実施することとされていた「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」等に加え、訓練（シミュレーション）を実施すること。
 - ・その他のサービスについて、「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「訓練（シミュレーション）の実施」等に取り組むこと。

(業務継続に向けた取組の強化)

※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

- ◆感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、「業務継続に向けた計画等の策定」「研修の実施」「訓練（シミュレーション）の実施」を義務付ける。

<参考> 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

⇒BCPを解説する動画やサービス種別ごとの留意点なども掲載されていますので、ぜひご覧ください。
また、国が示すBCPのひな形を島根県ホームページや厚生労働省HPに掲載されておりますので、作成にあたっては参考にしてください。

（認知症への対応力向上に向けた取組の推進）

※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

＜人員基準上で資格を有しない者が想定されていない訪問系サービス（訪問入浴を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く、全サービス共通＞

- ◆介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、「認知症介護基礎研修」を受講するための措置を義務付ける。 ⇒新入職員（中途採用職員）については、入職から1年間の猶予期間を設ける。

【認知症介護基礎研修受講の義務付けとならない資格】

看護師 / 准看護師 / 介護福祉士 / 介護支援専門員 / 実務者研修終了者 / 介護職員初任者研修終了者
生活援助従事者研修 / 介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程1級・2級課程修了者 / 医師 /
社会福祉士 / 歯科医師 / 薬剤師 / 理学療法士 / 作業療法士 / 言語聴覚士 / 精神保健福祉士 /
管理栄養士 / 栄養士 / あん摩マッサージ師 / はり師 / きゅう師 等

（虐待防止のための取組の推進）

※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

- ◆施設・事業所の運営についての重要事項に関する規定（運営規程）において、「虐待の防止のための措置に関する事項」を盛り込まなければならない。
- ◆虐待の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - a.虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること
 - b.虐待防止のための指針を整備すること
 - c.介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること
 - d.虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2. 主なサービス別留意事項

(1) 施設系サービス共通

(1) 施設系サービス共通 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)

○施設系サービスにおける減算について

<安全管理体制未実施減算：1日につき5単位の減算>

運営基準に定められている以下の事項について取組が実施されておらず、基準を満たさない事実が生じた場合、その翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、減算する。

- ①事故発生防止のための指針の整備
- ②事故等が発生した場合の報告や事例分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的を実施
- ④事故発生防止等の措置を適切に講じるための担当者の配置

<栄養管理に係る減算：1日につき14単位の減算>

※令和6年3月31日までは適用しない

人員基準に定める栄養士又は管理栄養士の配置基準及び、運営基準に定める管理栄養士による計画的な栄養管理について、基準を満たさない事実が生じた場合、その翌々月から基準を満たさない状況が改善されるに至った月まで、入所者全員について、減算する。

(1) 施設系サービス共通 (介護老人保健施設、介護医療院)

<変更許可申請・変更届の提出について>

※特に変更許可申請が事後提出となっているケースが散見されますのでご注意ください。
(詳細は県ホームページ掲載の「施設介護サービス等の申請・届出の手引き」を参照ください)

○変更許可申請・・・以下に掲げる事項について変更が生じる場合は、**事前提出が必要**

- ・敷地の面積及び平面図
- ・建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要
- ・施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画
- ・運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分（定員減少は除く）に限る）
- ・協力病院

○変更届・・・以下に掲げる事項について変更が生じる場合は、**変更日から10日以内の提出が必要**

- ・事業所（施設）の名称・所在地
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所
- ・登記事項証明書・条例等
- ・事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 **(管理者交代の場合は、管理者承認申請書の事前提出が必要)**
- ・運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員（定員増に限る）に係る部分は除く）
- ・協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関（名称、診療科目及び契約内容が変更する場合）
- ・併設施設の状況等
- ・介護支援専門員の氏名及びその登録番号

①介護老人福祉施設

<運営基準に定める栄養管理について>

※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

※基準を満たさない場合は減算（令和6年3月31日までは適用しない）

介護老人福祉施設の人員基準上は、「栄養士又は管理栄養士1以上」とされており、必ずしも管理栄養士の配置を必須とする訳ではない。（栄養士の配置で可）

また、入所定員が40人を超えない施設にあっては、他の社会福祉施設等と連携を図ることにより効果的な運営が期待できる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一方で、運営基準に定める栄養管理については、定員規模に関わらず、**管理栄養士が行う**こととされているため留意すること。

栄養士のための配置となっている施設、及び、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととされている。

◆手順

- ①施設入所時に栄養状態を把握し、多職種（医師・介護支援専門員・管理栄養士・看護師等）が連携して入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること
- ②栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること
- ③栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと

栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第4を参考にすること。

①介護老人福祉施設

<運営基準に定める口腔衛生の管理について> ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

口腔衛生の管理にあたっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対して口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を実施することが必要である。

よって、歯科医療機関との契約業務を行うなど準備が必要となることに留意すること。

◆手順

- ①施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う
- ②①の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に計画を見直すこと
計画には以下の事項を記載する
 - ・助言を行った歯科医師
 - ・歯科医師からの助言の要点
 - ・具体的方策
 - ・施設における実施目標
 - ・留意事項・特記事項
- ③医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する技術的助言又は指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと

②介護老人保健施設

<運営基準に定める栄養管理について>

※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

※基準を満たさない場合は減算（令和6年3月31日まで適用しない）

介護老人保健施設の人員基準上は、入所定員100人以上の施設は「栄養士又は管理栄養士1以上」とされており、常勤職員1以上の配置が必要。ただし同一敷地内の病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより栄養管理に支障がない場合は兼務職員を充ててもよい。

入所定員が100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきとされている。（サテライト型老健等例外あり）

一方で、運営基準に定める栄養管理については、定員規模に関わらず、管理栄養士が行うこととされているため留意すること。

栄養士のためのみの配置となっている施設、及び、栄養士又は管理栄養士を施設内に置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととされている。

◆手順

- ①施設入所時に栄養状態を把握し、多職種（医師・介護支援専門員・管理栄養士・看護師等）が連携して入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること
- ②栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること
- ③栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと

栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第4を参考にすること。

②介護老人保健施設

<運営基準に定める口腔衛生の管理について> ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

口腔衛生の管理に当たっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対して口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を実施することが必要である。

よって、歯科医療機関との契約業務を行うなど準備が必要となることに留意すること。

◆手順

- ①施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと
- ②①の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に計画を見直すこと
計画には以下の事項を記載する
 - ・助言を行った歯科医師
 - ・歯科医師からの助言の要点
 - ・具体的方策
 - ・施設における実施目標
 - ・留意事項・特記事項
- ③医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する技術的助言又は指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと

③介護医療院

<運営基準に定める栄養管理について>

※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

※基準を満たさない場合は減算（令和6年3月31日まで適用しない）

介護医療院の人員基準上は、入所定員100人以上の施設は「栄養士又は管理栄養士1以上」とされており、常勤職員1以上の配置が必要。ただし同一敷地内の病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより栄養管理に支障がない場合は兼務職員を充ててもよい。

入所定員が100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきとされている。

一方で、運営基準に定める栄養管理については、定員規模に関わらず、管理栄養士が行うこととされているため留意すること。

栄養士のための配置となっている施設、及び、栄養士又は管理栄養士を施設内に置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととされている。

◆手順

- ①施設入所時に栄養状態を把握し、多職種（医師・介護支援専門員・管理栄養士・看護師等）が連携して入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること
- ②栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること
- ③栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと

栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第4を参考にすること。

③介護医療院

<運営基準に定める口腔衛生の管理について> ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

口腔衛生の管理に当たっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対して口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を実施することが必要である。

よって、歯科医療機関との契約業務を行うなど準備が必要となることに留意すること。

◆手順

- ①施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと
- ②①の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に計画を見直すこと
計画には以下の事項を記載する
 - ・助言を行った歯科医師
 - ・歯科医師からの助言の要点
 - ・具体的方策
 - ・施設における実施目標
 - ・留意事項・特記事項
- ③医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する技術的助言又は指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと